

## 栗原周遊スタンプラリー実施業務委託事業者募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響及び、恒常的な課題である栗駒山の紅葉狩りに伴う渋滞対策を考慮した栗原地域における観光振興策として、栗原管内を中心とした県内在住者を対象に、栗駒山や伊豆沼・内沼など広大で美しい自然環境及び関連観光施設等の周遊や、体験型コンテンツを活用した滞在型観光の推進を図るため、アクティビティ（※）を取り入れた企画や地域のイベント等と連動したスタンプラリーを実施するにあたり、下記のとおり委託先を募集する。

※「アクティビティ」とは、サイクリング、ロングトレイル等のアウトドア活動及びものづくり体験、日本伝統文化体験など、体を使って楽しむ活動を指します。

### 1 委託業務名

栗原周遊スタンプラリー実施業務

### 2 事業内容

栗原周遊スタンプラリー実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和4年2月28日まで

### 4 事業費（委託上限額）

金1,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 5 応募資格

以下の（1）から（8）までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- （2） 法人格を有している団体、または、以下の要件を満たす団体。
  - イ 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれ法人格を有すること。
  - ロ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。
- （4） 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （5） 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）の別表各号に掲げる施策制限の要件に該当しないこと。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

## 6 応募に係る提出書類

提出部数は正本1部、複本（コピー）5部とする。

なお、企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

- (1) 栗原周遊スタンプラリー実施業務委託応募提出書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
- (3) 業務経費見積書（任意様式）
- (4) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）
- (5) その他添付書類
  - ① 定款等の写し
  - ② 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
  - ③ 役員名簿
  - ④ 業者間の組織体制や業務の内容を表するもの（概要、パンフレット等）
  - ⑤ 本業務受託時の執行体制図
  - ⑥ 直近1年の事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書
  - ⑦ その他、県が必要と認める書類（指示した場合のみ提出）

## 7 応募方法

### (1) 提出場所

〒987-2251

栗原市築館藤木5-1 宮城県栗原合同庁舎

宮城県北部地域振興事務所栗原地域事務所地方振興部商工・振興班

（電話：0228(22)2195、ファクシミリ：0228(22)6284）

### (2) 提出期間

令和3年7月9日（金）から令和3年7月30日（金）まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便により令和3年7月30日（金）午後5時必着とする。

### (4) 募集に関する質問の受付及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。質問に対する回答は、令和3年7月28日（水）までに宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所のホームページに掲載す

る。ただし、個人情報保護等の観点から、質問等の内容によっては回答の掲載を見送る場合がある。

- ・受付期間：令和3年7月9日（金）から令和3年7月21日（水）午後5時まで
- ・受付方法：質問書（様式第4号）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより送付すること（口頭及び電話による照会には応じない）。

送付先（ファクシミリ）：0228(22)6284,（電子メール）nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp

## 8 委託先の選考方法

- (1) 栗原周遊スタンプラリー実施業務委託事業者選考委員会（以下、選考委員会という）において、面接審査（令和3年8月上旬予定）を行い、応募各者に説明を求めた上で、提出書類を審査し、総合得点の6割以上で最も優れていると判断された企画提案者を業務委託候補者として選定する。

企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。また、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

なお、応募者が多数となった場合は、面接審査を行う前に、書面により審査を行う場合がある。おって、面接審査に係る経費は応募者の負担とする。

- (2) 審査基準

区分	審査項目	評価基準
1 全体	○業務実施体制	・業務執行能力があるか ・業務実施体制を確立しているか ・事業実施スケジュールは適切か
2 各論	○コンセプト等	・仕様に合った企画となっているか ・域内周遊を促進させる内容となっているか ・アクティビティ等を活用し工夫を凝らした内容となっているか
	○賞品	・魅力ある賞品の提案がなされているか
	○デザイン能力	・台紙、スタンプ、サインパネル等は魅力、統一感のあるデザインとなっているか
	○広報	・効果的な広報が提案されているか
3 参考 見積書	○参考見積書	・提案内容に応じた事業規模の所要額が適正に見積もられているか。

- (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に文書により通知する（令和3年8月中旬予定）。

## 9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 応募書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- (4) 本募集要項等の規定に従っていない場合。
- (5) 8に示す面接に参加しなかった場合。
- (6) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (7) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合。
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

## 10 その他留意事項等

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本公募型プロポーザル方式による本事業の実施を延期又は取りやめることがある。
- (2) 採用された団体については、協議の上、宮城県財務規則等の規定に基づき委託契約を締結する。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (4) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、財務規則第98条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (5) 審査結果及び採択事業者名を県のホームページで公表する。
- (6) 提出された書類は、事業実施団体の選定以外に原則として使用しない。
- (7) 提出された書類は、選定事務等必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 提出された応募書等の書類は返却しない。
- (9) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。
- (10) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面にて提出することとする（様式第5号）。